

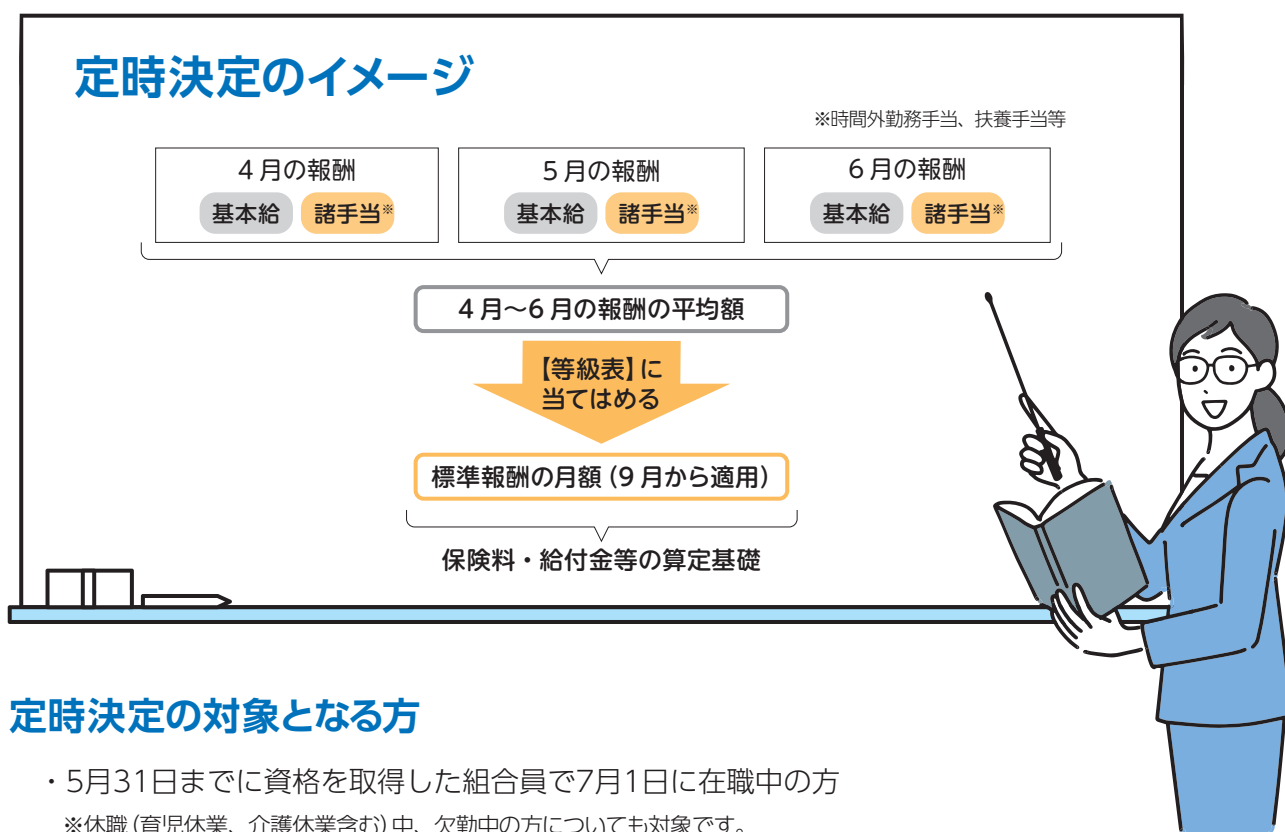
# 標準報酬の月額 「定時決定」を行います

毎月の掛金（保険料）は、組合員のみなさんの標準報酬の月額を基に算定されます。

「定時決定」とは、実際に受けている報酬（基本給+諸手当）と、既に決定されている標準報酬の月額との間に大きな差が生じないように、毎年1回、標準報酬の月額を見直すことをいいます。

定時決定では、4月、5月、6月の3か月間に受けた報酬の平均額を【等級表】に当てはめて標準報酬の月額が決定され、原則として今年の9月から翌年の8月まで適用されます。

決定された標準報酬の月額は、給与明細書もしくは所属所担当課から交付される標準報酬決定・改定通知書でご確認ください。



## 定時決定の対象となる方

- ・5月31日までに資格を取得した組合員で7月1日に在職中の方  
※休職（育児休業、介護休業含む）中、欠勤中の方についても対象です。

## 定時決定の対象とならない方

- ・6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得された方（「資格取得時決定」で算定されます。）
- ・7月から9月のいずれかの月で標準報酬の月額を改定（「随時改定」、「育児休業等終了時改定」および「産前産後休業終了時改定」）された方

## 定時決定の保険者算定(算定結果が著しく不当となる時)

業務の性質上、季節的に報酬が変動することなどから、定時決定の方法で標準報酬の月額  
算定を行うことが著しく不当であると認められる場合について、年間の報酬の平均額を用いて  
標準報酬の月額の算定を保険者(共済組合)が行います。これを保険者算定といいます。

### 年間平均による保険者算定が認められる要件

以下の3つの要件を満たしていることが必要です

- ① 「4月、5月、6月の3か月間に受けた報酬月額平均額により算定した標準報酬の月額」と「過去1年(前年7月から当年6月まで)の年間報酬の平均額により算定した標準報酬の月額」との間に、2等級以上の差が生じること。
- ② この2等級以上の差が業務の性質上、例年発生することが見込まれること。
- ③ 年間平均による保険者算定について、組合員が同意していること。

### 2022年度の 定時決定から

### 4月から6月までの間に産前産後休業を取得 した場合も保険者算定の対象となりました。

4月から6月までの間に産前産後休業を取得した場合、本人の意思にかかわらず報酬が低くなる  
ことがあり、この間の報酬が定時決定の算定の基礎となるため、標準報酬の月額が低くなる  
ことがあります。標準報酬の月額は、その後の育児休業手当金の給付額等の算定基礎となるこ  
とから、出産予定日の違いによって育児休業手当金が少なくなるという不合理な差が生じてい  
ました。

この不合理な差を是正するため、2022年度の定時決定より、4月から6月までの間に産前産  
後休業を取得し、次の要件を全て満たした場合、保険者算定の対象となり、年間の報酬の平均  
額を用いて標準報酬の月額を算定することになりました。申し出をされる方は、所属所の共済  
事務担当課へお問い合わせください。

### 産前産後休業取得による保険者算定が認められる要件

- ① 雇用保険法の育児休業給付金の対象外である方
- ② 下記で算出した等級でAがBよりも2等級以上下回るとき
  - A 4月から6月までの3か月間の報酬の月平均額※1の等級
  - B 産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の12か月間の各月の標準報酬の月額の平均額※2で算出した標準報酬の等級
- ③ 組合員本人が申し出たとき

※1 報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月を除いた平均額

※2 直近の継続した期間が12か月ない場合は対象となりません。

2022年度の定時決定から  
保険者算定できる要件が  
追加になりました。

